

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県岡南飛行場条例施行規則及び岡山県岡山空港条例施行規則の一部を改正する規則

航空企画推進課

【訓令】

- 岡山県職員の職務発明等に関する規程の一部改正
（県例規集登載）

財産活用課

【告示】

- 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正
（県例規集登載）

経営支援課

- 平成三十一年度自衛官第二次募集（自衛官候補生）

危機管理課

- 平成三十一年度県統計調査の実施
廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

統計分析課
財産活用課

- 〃

〃

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

循環型社会推進課

目次

担当課（室）

- 指定居宅サービスの事業の廃止
- ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画の公表

指導監査室
鳥獣害対策室

- 保安林の解除予定

治山課

- 港湾隣接地域の指定

港湾課

- 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

会計課

【公告】

- 種畜証明書の書換交付
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

畜産課
建築指導課

【企業局】

- 落札者等の決定

総務企画課

【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の名称等の公表
- 資金管理団体の届出事項の異動
- 資金管理団体の指定取消し

選挙管理委員会

【監査公表】

- 包括外部監査の結果に関する報告の公表
- 平成二十九年包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表
- 財政的援助団体等に係る平成三十年度の

監査事務局

〃

〃

<p>○ 監査の結果の公表 ○ 平成二十九年度分の監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表 ○ 平成三十年度の行政監査の結果の公表</p>	<p>目次</p>
<p>〃 〃</p>	<p>担当課(室)</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課(室)</p>

◎岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、平成二十九年年度分の監査の結果（平成三十年十二月二十五日公表）に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

平成三十一年三月二十六日

岡山県監査委員	太田正孝
岡山県監査委員	江本公一
岡山県監査委員	山本督憲
岡山県監査委員	佐藤由美子

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

1 知事部局関係

事 務 所 名	監 査 実 施 年 月 日
---------	---------------

(知事直轄・総合政策局，総務部関係)

知事直轄・総合政策局・総務部	平成30年10月30日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納出納員が平成29年12月27日に領収した寄付金（132,000円）の金融機関への払込みが遅延（平成30年1月18日）しているものが認められた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県財務規則等の関係規程を遵守するとともに，調定及び収入金の払込処理に漏れがないか，複数の職員による確認を徹底し，適正な事務処理を行うよう努める。 	

(県民生活部関係)

県 民 生 活 部	平成30年11月2日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑入（生業・修学資金償還金等）の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。 <p>雑入（生業・修学資金償還金等）収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>53,532,013円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>45,007,607円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>△8,524,406円</td> </tr> </table>		平成28年度末	53,532,013円	平成29年度末	45,007,607円	比較増減	△8,524,406円
平成28年度末	53,532,013円						
平成29年度末	45,007,607円						
比較増減	△8,524,406円						
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書，電話による督促や，訪問による面談を行い，債務者の収入，資産の状況等に応じた対応を行うとともに，職員だけでは対応困難な事案については，弁護士への業務委託も活用し，債権の回収に取り組み，平成30年12月末現在で139名から2,748,830円（うち完済7名367,280円）を回収した。 また，免除（改正前の貸付金の返還免除に関する条例第2条）に該当した8 							

名2,475,600円は、返還免除の処理をした。
 今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額のさらなる縮減に努める。

(保健福祉部関係)

保 健 福 祉 部	平成30年10月26日・11月5日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 収入未済額について、母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額が減少しているものの、雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金等）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。 							
<p>雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金等）収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成28年度末</td> <td style="text-align: right;">5,785,230円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td style="text-align: right;">7,604,370円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">1,819,140円</td> </tr> </table>		平成28年度末	5,785,230円	平成29年度末	7,604,370円	比較増減	1,819,140円
平成28年度末	5,785,230円						
平成29年度末	7,604,370円						
比較増減	1,819,140円						
<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成28年度末</td> <td style="text-align: right;">7,770,895円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td style="text-align: right;">6,958,589円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">△812,306円</td> </tr> </table>		平成28年度末	7,770,895円	平成29年度末	6,958,589円	比較増減	△812,306円
平成28年度末	7,770,895円						
平成29年度末	6,958,589円						
比較増減	△812,306円						
<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対する「子どものための教育・保育給付費県費負担金」に係る書類のうち、交付決定何等主務課が保管すべきものがすべて所在不明となっており、事務処理の状況が確認できないものが認められた。 							
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金等） 債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促のほか、債務者の状況に応じて、履行延期等を行っているところであり、債務額の一部（平成30年12月末現在729,000円）について償還があった。今後とも引き続き、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収 							

納管理に努める。

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金

債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っているところであり、債務額の一部（平成30年12月末現在345,128円）について償還があった。今後とも引き続き、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理に努める。

- ・保管すべき書類が所在不明となっているもの

支払事務が繁雑となる時期の関係書類の管理が不十分であったものであり、特に年度初めにおいては関係書類の存在確認を確実にを行うなど、文書管理への意識の徹底を図り、再発防止に努める。

福祉相談センター

平成30年7月26日

監査結果（指摘事項）

- ・収入未済額について、児童保護弁償金については総額が減少しているものの、児童保護弁償金に係る延滞金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成28年度末	10,063,450円
平成29年度末	6,039,560円
比較増減	△4,023,890円

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

平成28年度末	592,900円
平成29年度末	1,482,000円
比較増減	889,100円

- ・障害者スポーツ教室開催等業務委託契約について、支出予定額を超えた金額で契約を締結しているものが認められた。

措置の内容

- ・児童保護弁償金

滞納者に対しては、事務担当者と担当の児童福祉司が連携し、文書、訪問、

電話等による督促を行っている。児童保護弁償金徴収強化月間を年3回実施しているほか、通年で訪問徴収を行うなど、督促強化に取り組んでいる。

また、新規滞納者の発生の未然防止を図るため、児童の施設入所に際して発生する費用とその負担についての説明用チラシを作成し、納入義務者に説明するなど、納期限内納付に向け取り組んでいる。

なお、延滞金は、児童保護弁償金の遅延納付に基づき発生するものであることから、児童保護弁償金の遅延納付が発生しないよう、児童保護弁償金の収入未済と同様に、事務担当者と担当児童福祉司との連携強化を図り、延滞金発生 of 未然防止に向けた納期限内納付の啓発に取り組んでいる。

平成30年度の未収金の回収状況（平成30年12月末時点）

- ・児童保護弁償金 46件 356,060円
- ・延滞金 0件 0円
- ・支出予定額を超えた金額で契約を締結しているもの

今後は、内部のチェック体制を強化し、支出予定額を超えた金額で契約を締結すること等がないよう適正な事務処理に努める。

倉 敷 児 童 相 談 所

平成30年7月26日

監査結果（指摘事項）

- ・児童保護弁償金及び児童保護弁償金に係る延滞金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成28年度末	10,277,810円
平成29年度末	9,348,070円
比較増減	△929,740円

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

平成28年度末	1,377,700円
平成29年度末	1,198,400円
比較増減	△179,300円

措置の内容

- ・新たな収入未済の発生防止のため、滞納者との面談時などに、納付の確実な履行を求めるとともに、口座振替による期限内納付を積極的に進めている。また、電話催告や文書催告に加えて、幅広く財産調査を行い、換価可能財産が判明したケースについては滞納処分を行うなど、適正な執行に努めている。同時に、生活困窮や行方不明等により納付の見込みがないケースについては、滞納処分の執行停止を行うなど、債権の整理も進めている。

平成30年12月末現在収入状況

・児童保護弁償金			
現年度分	19件	167,600円	
過年度分	70件	531,520円	
計	89件	699,120円	
・延滞金			
現年度分	10件	33,200円	
過年度分	3件	44,700円	
計	13件	77,900円	

津山児童相談所

平成30年7月30日

監査結果（指摘事項）

- ・児童保護弁償金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成28年度末	7,816,160円
平成29年度末	8,612,605円
比較増減	796,445円

措置の内容

- ・滞納者に対して、事務職員と児童福祉司が連携し、文書、電話及び訪問による督促を行っている。今後は児童保護弁償金徴収強化月間等により、さらなる収納未済額の縮減に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握し、状況に応じて滞納処分の執行停止を行うなど、適正な収納管理に努める。また、費用負担の必要性についての納入義務者への十分な説明、口座振替の利用促進、滞納の初期段階での積極的な督促などにより新たな収入未済の発

生防止に努める。

平成30年12月末現在収入状況

・児童保護弁償金		
現年度分	4件	18,900円
過年度分	22件	162,235円
計	26件	181,135円

(産業労働部関係)

産 業 労 働 部	平成30年10月29日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産使用許可に係る土地使用料（電柱）について、調定手続を行わず、納入通知書も発行していないものが認められた。 ・県有財産の貸付に係る交付金相当額等の諸経費579,298円について、納入通知書の送付を失念し、9月上旬に平成29年7月31日納期限の納入通知書を送付し、納期限から50日後（9月19日）に納入されたものが認められた。 ・中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。 <p>中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成28年度末</td> <td style="text-align: right;">536,100,115円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td style="text-align: right;">507,959,057円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">△28,141,058円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山リサーチパーク内に設定した地上権に係る地代の支出（11,605,398円）において、検査調書を作成していないものが認められた。 ・E T C利用料金の支出において、請求書とE T C使用伺簿の照合を行わず、支払いをしているものが認められた。 ・岡山県企業サポートガイド印刷費の支出において、7月12日に納品及び請求書の提出があったが、請求書を紛失したため、支払いを失念し、相手方からの督促により12月27日に支払っているものが認められた。 <p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産使用許可に係る土地使用料 直ちに調定手続を行い、平成30年度の歳入として平成30年11月30日に収入 		平成28年度末	536,100,115円	平成29年度末	507,959,057円	比較増減	△28,141,058円
平成28年度末	536,100,115円						
平成29年度末	507,959,057円						
比較増減	△28,141,058円						

済みである。

今後は、人事異動に伴う事務引継の齟齬等により、同様の誤りが生じないよう、複数人での管理体制のもと、調定手続を行うように徹底する。

・ 県有財産の貸付に係る交付金相当額等の諸経費

岡山県財務規則及び会計事務取扱要綱に基づく手続に従い、速やかに納入通知書を送付することに改めている。

・ 中小企業支援資金貸付金

新たな収入未済の発生防止については、貸付組合等に対して定期的に運営診断を実施し、経営状況を把握して指導を行うことにより対応している。

現在、収入未済となっている貸付金については、貸付先及び連帯保証人等との交渉や督促により、早期回収に努めるとともに、債権回収会社のノウハウや交渉力を活用し、連携して連帯保証人等への督促を行っており、今年度の回収額は12月末時点で12,499,812円（高度化資金：12,268,152円、近代化資金：231,660円）となっている。

なお、自己破産等の法的整理や連帯保証人の行方不明などにより、回収の目処が立たないものについては、債権放棄等の不納欠損処分を行うこととしている。

・ 岡山リサーチパーク内に設定した地上権に係る地代

今後は、履行確認を証する検査調書を岡山県財務規則に基づき、適切に作成する。

・ ETC利用料金

岡山県財務規則及び会計事務取扱要綱に基づく手続に従い適正な事務処理に改め、請求書とETC使用伺簿の照合を行うように改めている。

・ 支払いが遅延しているもの

岡山県財務規則及び会計事務取扱要綱に基づく手続に従い、請求書を受理した後は速やかに支払を行うように改めている。

(農林水産部関係)

農 林 水 産 部	平成30年11月1日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有財産（県有農地）の貸付に係る土地貸付収入について、期限後に納付された収入金に係る延滞利息を徴収していないものが認められた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期限後に納付された収入金に係る延滞利息については、直ちに調定手続を行い、平成30年中に徴収済みである。 <p>また、関係職員に対して、契約内容及び延滞利息の徴収漏れがないかを再確認するよう周知するとともに、収入事務について複数の職員による確認を徹</p>	

底することで再発防止に努める。	
農 林 水 産 総 合 セ ン タ ー	平成30年8月22日～23日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の注意・指導事項のうち、検査（確認）が適正でないものについて、本年度の監査においても、ETCカードの使用において、使用伺が行われていないものが認められた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料道路利用による出張の際は、帰庁後直ちに使用伺簿に利用区間、利用料金等を記入し、担当者の確認を得るとともに、業者から送付される使用明細到達後、使用伺簿の記載内容との一致を確認した上で支払しており、引き続き適正な事務処理に努めてまいりたい。 	

（土木部関係）

土 木 部	平成30年11月5日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額について、土木使用料（住宅使用料）については総額が減少しているものの、雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）については総額に増減がない。また、総額に増減がない項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。 	
土木使用料（住宅使用料）収入未済状況	
平成28年度末	58,022,211円
平成29年度末	54,606,111円
比 較 増 減	△3,416,100円
雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償）収入未済状況	
平成28年度末	9,881,826円
平成29年度末	9,881,826円
比 較 増 減	0円

措置の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木使用料（住宅使用料） 指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、県職員を含めた戸別訪問による徴収などに加え、家屋明渡請求訴訟等の提起を行っている。また、債権回収会社及び弁護士への委託により、平成30年12月末現在、10件 812,949円を回収しており、今後一層の収入確保に努める。 ・ 雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償） 債務者である会社の実態が確認できず、将来事業を再開する見込みもなく、かつ、差し押さえることができる財産も確認できないことから、岡山県債権管理条例第9条第1号の規定により平成27年度に徴収停止を行っていたが、徴収停止から3年経過した後も状況が変わらないことから、同条例の規定に基づき平成31年1月23日付けで債権放棄し、不納欠損の処理を行った。 	
後 楽 園 事 務 所	平成30年7月18日
監査結果（指摘事項）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料公園施設使用許可申請に対する使用許可に際して、所属長による決裁手続が漏れているものが認められた。 	
措置の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請手続について、漏れなく所属長による決済手続が必要なことを事務所内で周知徹底し、適正な事務処理に努める。 	

（県民局及び地域事務所）

備 前 県 民 局	平成30年10月22日～10月23日
監査結果（指摘事項）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額について、県税等、雑入（生活保護費返還金）、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については総額が減少しているものの、土木使用料（河川占用料等）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。 	
県税等収入未済状況	
平成28年度末	2,318,972,766円

平成29年度末	2,063,863,328円
比較増減	△255,109,438円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成28年度末	5,407,029円
平成29年度末	4,308,333円
比較増減	△1,098,696円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	9,606,060円
平成29年度末	9,333,697円
比較増減	△272,363円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	33,306,655円
平成29年度末	30,260,238円
比較増減	△3,046,417円

土木使用料（河川占用料等）収入未済状況

平成28年度末	6,634,739円
平成29年度末	6,718,138円
比較増減	83,399円

措置の内容

- ・ 県税等

滞納案件については、幅広い財産調査を行い、財産を発見した場合は、迅

速かつ効果的に差押を行う等、案件の早期解決に取り組んでいる。また、捜索やタイヤロック等の強化月間を設け、大口・困難案件の財産発見に努め、不動産、自動車、動産等の公売等により、収入未済額の縮減に努めるとともに財産調査により担税力を喪失していると認められる者については、徴収の緩和措置を講じて滞納繰越額の縮減を行うこととしている。

特に7割以上を占める個人県民税については、賦課徴収事務を行っている市町との連携が不可欠であることから、市町からの徴取引継や徴収担当職員の研修会開催等の支援を行うなどにより、収入未済額の縮減に努めている。

また、平成28年度に全県一斉実施した個人住民税特別徴収の徹底について、その定着を積極的に支援している。

・雑入（生活保護費返還金）

保護費の返還金・徴収金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を行い、平成30年12月末現在で、12名から274,030円（うち完済3名57,561円）を回収した。

また、滞納者が死亡し、相続人に対して継続的に償還指導を行っていた事案について、相手方の経済状況を勘案し、1件983,386円を不納欠損として処理した。

引き続き、訪問等による償還指導を行い、収入未済の削減を進めていく。

・母子父子寡婦福祉資金貸付金

滞納者に対して家庭訪問や文書・電話による償還指導を繰り返し行うとともに、生活状況に応じて分割納入等の指導を行った。併せて、連帯保証人に滞納状況を通知するなど償還指導に努めた結果、平成30年12月末現在で、61件750,034円を償還させ、28件250,989円を履行延期した。

新規の貸付に当たり、借主、連帯借主及び連帯保証人への面接を行い、償還意識醸成の徹底を図ることにより、新たな滞納の発生予防に努めている。

・農業改良資金貸付金

農業普及指導センターの指導により経営の安定化を図るとともに、償還計画を作成させ計画的な償還を促している。

償還が滞る場合は、借受者や連帯保証人との面談、電話連絡等により償還を求めている。

平成30年12月末現在で、1,225,000円が納付された。

・土木使用料（河川占用料等）

河川占用料及び港湾占用料については、文書及び電話による催告に加え、占用状況の現地確認を行うとともに債務者の状況把握を進めている。また、故人については相続状況の調査を行っている。

ボートパーク等施設使用料については、電話及び文書催告、訪問により回収に努めているが、一括納付が困難な場合は、分納による納付も促している。

これらの取組により、平成30年12月末現在の収入未済額は、384,911円減少し、引き続き収入未済額の縮減に努めている。

備 中 県 民 局

平成30年10月18日～10月19日

監査結果（指摘事項）

- ・行政財産使用許可に係る使用料の調定や納入通知が行われていないものが見受けられた。
- ・県税等，雑入（生活保護費返還金），母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

県税等収入未済状況

平成28年度末	1,262,032,240円
平成29年度末	1,079,230,552円
比較増減	△182,801,688円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成28年度末	6,532,438円
平成29年度末	6,042,387円
比較増減	△490,051円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	7,401,368円
平成29年度末	5,600,766円
比較増減	△1,800,602円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	21,343,525円
平成29年度末	19,215,991円
比較増減	△2,127,534円

措置の内容

- ・行政財産使用許可に係る使用料

指摘事項のあった許可に対して調定を行い、収入した。調定漏れを防止するため、収入の起案を再度確認し 調定が漏れていないかを確認した。

今後は、起案が決裁となった後は、速やかに調定決議を行うよう徹底するとともに、定期的に起案を確認し、調定漏れを防止する。

- ・県税等

広報等により納期内納付の推進を図るとともに、滞納事案については、財産調査の徹底と迅速・厳正な差押え並びに公売及び取立に努めるなど、収入未済額の縮減に努めている。

また、県税収入未済の9割を占め、市町が賦課徴収している個人県民税については、岡山県滞納整理推進機構の有効活用、及び市町への県職員併任派遣や滞納整理に係る助言等により、管内市町の徴収事務を支援し、収入未済額の縮減に努めている。

- ・雑入（生活保護費返還金）

保護受給中の者については、毎月の保護費支給のタイミングで面接し、計画的な徴収等を行っている。また、保護廃止済の者については、世帯状況を確認し返還可能額について協議するなどその徴収等に努めている。他方、返納が可能であるにもかかわらず誠意ある対応がみられない者に対しては、個別の状況を勘案の上滞納処分の例により強制的な徴収を行った。引き続き、世帯状況も勘案しながら、文書や訪問による納付指導を行うとともに、返納が可能であるにもかかわらず誠意ある対応がみられない者に対する法的手段による徴収も併せ、収入未済の削減に努める。

なお、新たな返還金・徴収金の未然発生防止のため、保護受給世帯に対しては、収入申告義務について繰り返し説明することで正しい申告を求めるとともに、課税調査の実施や資産申告書を毎年度徴収するなど世帯状況の確認に努めている。

平成30年12月末時点収入状況

生活保護費返還金・徴収金

現年度分	1件	3,000円
過年度分	3件	162,663円
計	4件	165,663円

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金

滞納者（借主及び連帯借主並びに連帯保証人）に対して、電話や文書、さらに訪問により償還指導を行った。特に、償還が滞り始めた初期の段階において、市町担当者等関係者と連携を密にして情報収集するとともに、滞納者に対し電話や文書による償還指導を開始することで滞納の固定化・多額化を防止している。

また、返納中の滞納者が遅延した場合には、継続して納付するよう連絡を入れるとともに必要に応じて訪問し、世帯状況の確認や返納方法見直しの相談に当たるなど丁寧で償還につながる指導を行った。

さらに、連絡が取れない滞納者の居所確認のため住民票等調査や、困難な事例に関する専門的知識や助言を得るため本庁担当課や嘱託弁護士への相談を行った。

今後も引き続き収入未済の削減に努める。

平成30年12月末時点収入状況

元利金

現年度分	20件	200,137円
過年度分	75件	698,623円
計	95件	898,760円

違約金

現年度分	5件	17,400円
過年度分	29件	181,229円
計	34件	198,629円
合計	129件	1,097,389円

・農業改良資金貸付金

農業改良資金貸付金の滞納事案については、すべて履行延期の特約承認を行っており、新たな償還計画に沿った計画的な償還が行われている。

必要に応じて、電話連絡等により滞納者の経営状況や家計状況等を把握するとともに、年度末には、滞納者及び連帯保証人に対し、文書による残高通知と計画的な償還指導を行っている。

引き続き、滞納者等の返済状況を注視しながら、計画的な償還が行われるよう指導し、収入未済の解消に努める。

平成30年12月末時点収入状況

収入済	840,000円
残	18,375,991円 (28件)

井 笠 地 域 事 務 所	平成30年10月18日～10月19日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ICT・省力・低コスト技術等実証事業」に係る委託契約において、契約予定者からの見積額が支出予定額を超えていたにもかかわらず、見積額を下回る支出予定額で契約を締結しているものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の締結に当たっては、地方自治法等関係法令及び岡山県財務規則に定める所定の手続により行うとともに、事業担当者及び経理担当者の複数職員で確認するよう徹底し、再発の防止に努める。 	

新見地域事務所	平成30年10月18日～10月19日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に道路工事現場へ行くために使用している公用車1台について、車検の有効期間が満了していたことに気づかず、車検切れの状態で使用していたものが見受けられた。 							
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事案発覚後は該当車を直ちに使用禁止とし、車検を受検した。また、新見地域管理課等で管理している車両について、新見地域総務課で車検時期を確認するなど情報を共有し、点検整備計画を複数の職員で確認することを徹底するとともに、鍵収納ケースに車検時期を明示し、使用者もその都度目視により確認を行うようにした。 							
水島港湾事務所	平成30年10月18日～10月19日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木使用料（港湾占用料等）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。 <p>土木使用料（港湾占用料等）収入未済状況</p> <table border="1" data-bbox="328 1220 812 1489"> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>831,049円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>1,532,902円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>701,853円</td> </tr> </table>		平成28年度末	831,049円	平成29年度末	1,532,902円	比較増減	701,853円
平成28年度末	831,049円						
平成29年度末	1,532,902円						
比較増減	701,853円						
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度分の港湾占用料8件については、平成30年9月5日に収入済みであり、過年度分の港湾使用料10件中8件分（545,119円）についても、平成30年7月31日債権差押により収入した。今後の納付については、電話、訪問等により継続して催告するとともに、滞納処分手続も進める。 							
美作県民局	平成30年10月11日～10月12日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額について、雑入（スラッジ撤去処理処分費負担金）、県税等及び 							

母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額が減少しているものの、雑入(生活保護費返還金)及び農業改良資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入(スラッジ撤去処理処分費負担金等)収入未済状況

平成28年度末	136,500,323円
平成29年度末	2,212,000円
比較増減	△134,288,323円

県税等収入未済状況

平成28年度末	218,986,016円
平成29年度末	191,930,684円
比較増減	△27,055,332円

雑入(生活保護費返還金)収入未済状況

平成28年度末	4,401,599円
平成29年度末	5,556,332円
比較増減	1,154,733円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	4,984,802円
平成29年度末	3,729,740円
比較増減	△1,255,062円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	3,372,352円
---------	------------

平成29年度末	4,352,567円
比較増減	980,215円

- 平成25年度から28年度までにおいて支出していた造林事業補助金等について、一部について不正な交付申請に基づく交付決定が認められたことから、当該補助金を返還させるとともに、当該補助金の受領から返還までの期間に応じた加算金を納付させたものが見受けられた。

措置の内容

- 雑入（スラッジ撤去処理処分費負担金）

スラッジ撤去処理処分費負担金については、債務者に対し電話や自宅訪問等により督促を行うとともに、本人の生活状況及び資産状況の把握に努めているところである。

今後も債務者に対し、面談、電話等による督促を継続し、収入の確保に努める。
- 県税等

滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与など、早期に現金化できる債権を中心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒を赤色にする送達の工夫等、収入未済額の縮減に努めている。

県税の収入未済総額の約75%を占めている市町村が賦課徴収する個人県民税については、大口・困難事案等の岡山県滞納整理推進機構や県民局への引継、県職員を講師に実務的な滞納整理手法の研修等、市町村の徴収強化のための支援を実施している。

また、平成28年度からは、給与からの特別徴収を徹底する取組を市町村と連携して推進し、個人県民税の収入率向上を図っている。

今後も、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により税収の確保に努める。
- 雑入（生活保護費返還金）

生活保護費返還金・徴収金については、文書及び電話連絡による督促を実施、県内居住者については、訪問による督促を実施した結果、債務額の一部（12月末現在397,691円）について償還があった。今後とも督促を行い、収入確保に努めるとともに、収入申告義務について繰り返し説明するなど、収入未済の発生防止に努める。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、滞納者に対して督促状や催告書の送付及び電話・自宅訪問による償還指導等の結果、債務額の一部（12月末現在1,067,664円）について償還があった。

今後も、これらの取組を継続して行うとともに、新たに償還が開始される場合は、借主のみでなく連帯借主や連帯保証人へも償還開始の通知を行って償還への自覚を促すなど、新たな収入未済の発生防止に努める。

・農業改良資金貸付金

県が貸付けを行った農業改良資金で、現在、滞納となっている3者のうち、2者からは、一定額の償還が継続実行されている。

残り1者については、平成29年度中、全く償還が行われなかったが、粘り強い交渉の結果、平成30年6月から一定額の償還が再開され、12月末まで毎月定期的に償還が実行されている。

引き続き、本人及び家族と面談を実施し、生活状況を把握、継続的な償還に向けた指導を行い、収入の確保に努める。

・補助金等交付事務が適正でないもの

造林事業補助金等については、岡山県造林事業調査要領に基づき、無作為に抽出した森林所有者に直接架電して施業同意の本人確認を行うなど検査を厳格化することにより、再発防止の徹底を図った。

森林整備地域活動支援交付金については、「森林整備地域活動支援交付金の交付事務に係るガイドライン」に基づき、着手前・中間の定期的な実施状況の把握、合意形成状況の抽出調査など市町村・県の指導強化と検査を厳格化することにより、再発防止の徹底を図った。

2 企業局関係

事 務 所 名	監 査 実 施 年 月 日
企 業 局 (工 業 用 水 道 事 業)	平成30年7月13日
監査結果（指摘事項） ・営業未収金（給水料金）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。 営業未収金（給水料金）収入未済状況	
平成28年度末	65,520,768円
平成29年度末	74,328,021円
比 較 増 減	8,807,253円
措置の内容	

- ・平成29年3月に抵当権を設定，平成30年3月に残高確認書を徴し，債権の確保を図っているところであり，また，経営再建中の企業のものであることから，当該企業に対し，まずは滞納額の累増を防止するよう指示し，平成29年7月分以降の給水料金に係る滞納は発生していないところである。

3 教育委員会関係

事 務 所 名	監 査 実 施 年 月 日
教 育 庁	平成30年10月30日
監査結果（指摘事項） <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校貸付奨学金，高等学校等奨学金貸付金及び大学奨学金貸付金の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。 	
高等学校貸付奨学金収入未済状況	
平成28年度末	46,931,246円
平成29年度末	24,573,086円
比 較 増 減	△22,358,160円
高等学校等奨学金貸付金収入未済状況	
平成28年度末	282,630,834円
平成29年度末	192,393,052円
比 較 増 減	△90,237,782円
大学奨学金貸付金収入未済状況	
平成28年度末	153,644,147円
平成29年度末	105,260,621円
比 較 増 減	△48,383,526円

措置の内容

・高等学校貸付奨学金

滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連帯保証人・保証人にも督促を行い、全ての債務者に状況を認識させている。

新たな収入未済の発生防止のため、早い段階から電話や訪問による督促を実施するとともに、猶予制度の活用についても促している。

また、繰り返しの督促に応じないなどの債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の強化を行っている。

これらの取組により、平成30年12月末現在で、683件6,908,262円の納付があった。

・高等学校等奨学金貸付金及び大学奨学金貸付金

滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。

新たな収入未済の発生防止のため、市町村教育委員会とも連携し、経済的に困窮している場合には返還免除制度の周知等を行っている。

また、繰り返しの督促にも応じないなどの債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の強化を行っている。

これらの取組により、平成30年12月末現在で、高等学校等奨学金分3,306件26,530,792円、大学奨学金分726件13,741,093円の納付があった。

生涯学習センター

平成30年7月20日

監査結果（指摘事項）

- ・前年度の注意・指導事項のうち、検査（確認）が適正でないものについて、本年度の監査においても、「パソコン教室2」機器の賃貸借契約期間終了後、無償譲渡されることとなっている当該機器の寄附受入手続を行っていないものが見受けられた。

措置の内容

- ・関係法令に則り、適正な事務処理を行うよう努める。

県立図書館

平成30年8月20日

監査結果（指摘事項）

- ・岡山県立図書館中央監視装置更新委託業務において、契約金額が100万円以上であるにもかかわらず、履行確認を行った際、検査調書を作成していなか

<p>ったものが見受けられた。</p>	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行確認の考え方を再確認し、財務規則等の関係法令を正しく理解し、適正な事務処理を行うよう職員に周知した。 	
西大寺高等学校	平成30年11月5日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製氷機（備品）の購入について、831,600円で契約しているが、請書を徴していないものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請書の徴収を漏らすことがないように、財務規則等の関係法令を正しく理解し、複数の職員による確認の徹底を行い、適正な事務処理を行うよう努める。 	
瀬戸南高等学校	平成30年11月5日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納出納員が収納した生産物売払収入金を出納員へ引き継がず、自ら保管していたものが見受けられた。 ・生産物売払収入金を果樹収納調整室の施錠していないスチールロッカー内に保管されていた小型耐火金庫に保管していたものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産物売払収入金の引継ぎ <p>収納出納員を5名から13名に増員し、各経営部2名以上の職員で、収入金の引継ぎが行えるよう業務の分散化を図った。また農場会議において、収納出納員に対し、収入金を当日中に出納員へ引き継ぐよう指導徹底するとともに、事務室への販売実習の事前連絡を義務付けた。</p> <p>出納員及び収入事務担当者は、販売日をカレンダーに記入し、事務室内の複数の職員で情報を共有するとともに、随時、農場と引継ぎの状況を確認することとした。</p> ・生産物売払収入金の保管 <p>引継ぎを受けた収入金を含め、校内の現金は、機械警備のある事務室の耐火金庫においてのみ保管することを、全教職員に周知徹底した。</p> 	
倉敷中央高等学校	平成30年10月16日
<p>監査結果（指摘事項）</p>	

- ・授業料の収入未済について、滞納金整理票が作成されず、延滞金の調定手続もなされていないものが見受けられた。
- ・納入通知書を紛失した生徒が授業料を窓口を持参した際に、出納員が公金領収票による領収を行わず、収納出納員でない職員が現金を受領し、再発行手続をせず納入通知書（手書用）を発行し、金融機関へ払い込みを行っているものが見受けられた。

措置の内容

- ・収入未済に対する措置が適正でないもの
 - 督促状送付時に滞納金整理票の作成・回覧をし、複数の職員で確認の徹底を行い、適正な事務処理を行っている。
 - 督促状送付の起案時に、延滞金発生日を算出し発生時期を複数の職員で情報共有することとしている。
 - 再発防止対策として、収入簿回覧時に、授業料システムの最新の未納一覧表を添付し、未納額を複数人での確認の徹底を行い、適正な事務処理を行っている。
- ・現金の窓口受領
 - 窓口納入のものについては、すべて出納員領収を行い、金融機関に納付するよう徹底した。また、紛失などによる納入通知書の再発行の申し出があった場合には、納入通知書再発行簿による決裁手続き後に再発行するよう徹底した。

玉 島 高 等 学 校

平成30年11月5日

監査結果（指摘事項）

- ・ALT（外国語指導助手）の報酬に関しては、1年目が月28万円、2年目は月30万円とされており、平成29年7月分の報酬に関しては、25日以降の報酬は月額30万円を計算基礎として支給すべきところ、月額28万円のまま支給しているものが見受けられた。

措置の内容

- ・関係要領を正しく理解し、複数の職員による確認の徹底を行い、適正な事務処理を行うよう努める。また、通知内容の解釈について疑義がある場合は、関係者と十分に確認する。

総 社 南 高 等 学 校

平成30年11月5日

監査結果（指摘事項）

- ・物品要求票には郵券等出納簿記載済みとされているが、郵券出納簿に出納が記載されていないものが見受けられた。

<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記帳及び郵券枚数の確認は複数の職員で行うよう徹底する。 また、郵券の出納を減らすため、郵便物は可能な限り料金後納で取り扱うこととした。 	
高 梁 城 南 高 等 学 校	平成30年7月13日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書再発行簿が整備されていないものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書再発行に際しては、納入通知書再発行簿を複数人で確認するとともに、納入通知書に公印を押す際には、公印担当者が、調定決議書、納入通知書再発行簿等と照合して押印する。 	
新 見 高 等 学 校	平成30年11月5日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の農業高校実習経営費の支出において誤って正当債権者でない者に支出していたが、平成29年度になって誤支出であることが判明したため、正当債権者への支出及び誤払いに係る返納（雑入）を行っているものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出決議書の回覧時、内容に相違がないか事務室全体でチェックする体制を再度確認し、誤払いの未然防止に努めるよう周知した。 	
鴨 方 高 等 学 校	平成30年11月5日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月分から就学支援金の支給が認定され授業料の納付がなくなった生徒について、授業料システムの入力を誤り、納付が必要な6月分授業料について金融機関での口座振替ができなかったが、誤りに気付くのが遅れ、納入通知書を平成30年1月10日に作成及び送付し、同月12日に納入されたものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金支給認定後の授業料システム入力結果の確認、授業料口座振替前には口座振替依頼データの確認を複数人で確認する等、授業料徴収事務が適 	

正に行われるよう、徹底を図った。	
岡 山 西 支 援 学 校	平成30年7月31日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「給食委託業務」及び「体育館ステージ吊物一式」の備品購入に係る一般競争入札（条件付）において、支出予定額（積算額）を超えた予定価格を設定しているものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格書を作成する際には、事業実施何で決定した支出予定額（積算額）を正確に所属長に示し、所属長が適正な価格を記載できるよう入札担当職員による確認の徹底を行う。 	

4 公安委員会関係

事 務 所 名	監 査 実 施 年 月 日						
警 察 本 部	平成30年11月1日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置違反金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。 <p>放置違反金収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>6,599,064円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>5,997,564円</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>△601,500円</td> </tr> </table>		平成28年度末	6,599,064円	平成29年度末	5,997,564円	比 較 増 減	△601,500円
平成28年度末	6,599,064円						
平成29年度末	5,997,564円						
比 較 増 減	△601,500円						
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな収入未済の発生を抑止するため、滞納者に対し電話連絡及び訪問による早期催促を行い、それでもなお任意納付に応じない者については預貯金の差押等の滞納処分を実施している。 また、放置違反金等徴収強化期間を設定し、集中的に訪問催促活動を実施するとともに、総務部財政課が委託している債権回収会社に、県外に居住する滞納者の所在調査を依頼するなど一層の収入確保に努めている。 							

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

その結果、平成30年12月末現在の収入未済は、当該現年度分の延滞金は4件59,800円に、放置違反金は66件1,009,000円に圧縮された。

また、当該過年度分の延滞金は22件205,700円に、放置違反金は161件2,512,564円に圧縮された。

今後も各種取組を推進しながら、回収に臨み、収入未済の更なる圧縮に努めていく。

津 山 警 察 署

平成30年8月3日

監査結果（指摘事項）

- ・本来、減免対象であるにもかかわらず、減免手続が漏れていた職員駐車場使用料について、納付者へ減免額の還付手続をとらずにその後の使用料と相殺し、調定及び歳入戻出手続を行わなかったものが見受けられた。

措置の内容

- ・駐車場使用料に限らず、収入額の過誤が判明した場合には、関係規程をよく確認し、調定変更、歳入戻出等の正規の手続を確実にとるよう指導を徹底した。